

# 北秋田市スポーツ少年団の目標と活動基準

北秋田市スポーツ少年団本部

令和3年4月1日実施

## ＜北秋田市スポーツ少年団員が目指すこと＞

- ◇私たちは、スポーツを通して健康な体と心を養います。
- ◇私たちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、リっぱな人間になります。
- ◇私たちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
- ◇私たちは、スポーツの喜びを学び、友情と協力を大切にします。

～日本スポーツ少年団綱領より抜粋～

## 《スポーツ少年団員の約束～行動目標・指導目標～》

1. 健康な身体と最後までやりぬくたくましい心を養います。
2. アドバイスを素直に聞き、技術の向上に努めます。
3. 助け合い、励まし合い、鍛え合い、仲間づくりに励みます。
4. 上級生は、下級生の見本になるように行動します。
5. 下級生は、上級生の良いところを見習います。
6. 誰にでも、はきはきした元気なあいさつと返事をします。
7. 指導者や母集団の方々の話をしっかりと聞き、礼儀やマナーを守ります。
8. 時間を守って活動します。
9. 道具や用具を大切にし、後片付けや掃除をしっかりと行います。
10. 常に感謝の気持ちをもって行動します。

### 1 募集・入団

- (1) 原則として、小学校3年生以上とする。ただし、1・2年生を募集し活動する場合は、以下の条件が満たされる場合に限る。

発達段階(身体能力面・精神面・安全面など)を考慮し、1・2年生専属の指導者を置き、3年生以上の練習とは別メニュー(活動時間・日数・内容)での活動ができること。

- (2) 入団にあたっては、本人の気持ちを尊重し、保護者と十分に話し合っ決めてもらうこと。

### 2 活動にあたって遵守事項

- (1) すべての団が活動基準等をしっかりと守り、育成母集団や関係者に周知し活動すること。
- (2) 子どもの発達段階に合わない過度の練習は、子どもの意欲を低下させたり、スポーツ障害(ケガ)につながったりするため、そのことに十分に配慮すること。
- (3) 体罰・セクハラ等の防止のために、複数の指導者による指導や、女子団員が加入している団においては、男性指導者の他、女性指導者を依頼するなどの指導体制をとるように努めること。
- (4) 勝利至上主義になったり、一部団員の活動に偏ったりすることなく、全団員が目標をもって意欲的に活動できるようにすること。
- (5) 育成母集団は、スポーツ少年団本部(市村・県など)や体育協会、その他の機関が開催する研修会に積極的に参加し、指導力及び資質を高めること。
- (6) 活動経費の節約に心がけ、団員の負担を軽減するような工夫をすること。
- (7) 事故やケガに備え、育成母集団(保護者・指導者)と団員全員が保険に加入すること。
- (8) 子どもたちの輸送については公的な機関が望ましいが、育成母集団で輸送する場合は、必ず「輸送時の取り決め」などを作成し、共通理解を図ること。
- (9) 学校行事を優先する。また、子ども会活動や地域行事などは、子どもの成長にとって大事であり、各単位団はそのことに十分配慮して練習計画を立案するとともに、学校や各種団体と連携を大事にしていくこと。
- (10) 活動の際に生じた子どもの問題は、学校生活にも影響を及ぼすことがあるため、必ず学校へ連絡すること。

### 3 活動の基準

活動日数	(1) 運動に関する活動は休日(大会等)も含めて、週4日以内とする。ただし、運動を伴わない活動に関してはこの限りではない。 (2) 夜間の活動が主となる場合は、週3日以内とする。 (3) 大会が続く時期は、特に休養日を効果的に入れながら無理のない活動計画にする。
活動時間	(1) 練習時間は、準備運動・基本練習等も合わせて平日は <u>2時間以内</u> 、休日は <u>3時間以内</u> とする。(1・2年生は、できるだけ短く効率的に行うこと。) (2) 冬季及び悪天候時は、時間を短縮するなど安全面に十分配慮して活動すること。 (3) 夜間の活動は、 <u>週3日以内を厳守</u> すること。(2時間以内の活動) ※夜間の活動→おおむね午後6時以降に始める活動 (4) 活動開始時刻は遅くとも午後7時とし、午後8時30分には終了し、午後9時には在宅すること。 ※1・2年生においては、活動時間を短縮すること。 (5) 複数団への加入者がいる場合は、所属団の指導者間で連携をとり、原則として1日にどちらか一方の活動とすること。
休日及び活動を休止する日	(1) 第3日曜日(家庭の日)は活動しないこと。 ※やむを得ない事情により、その日に活動しなければならない場合は、必ず前後の週にその分の休みを設けること。 (2) 学校・地域・子ども会行事、行政主催事業やスポーツ少年団本部事業などがある場合は、団の活動を休止にして、参加を奨励すること。
活動の報告	(1) すべての団は、翌月の活動計画を月の20日～30日の期間で、必ずスポーツ少年団本部へ提出すること。(FAX可)【毎月提出】 (2) すべての団は、当該年度の事業終了後、年間活動報告書を提出すること。

### 4 スポーツ少年団本部

- (1) スポーツ少年団本部は、必要に応じ単位団に対して活動状況の視察等を行う。
- (2) スポーツ少年団本部は、必要に応じ単位団に対して活動内容の改善指導を行う。
- (3) スポーツ少年団本部は、改善指導をしても活動基準を守らない団に対しては活動規制等を指示する。
- (4) スポーツ少年団本部は、育成母集団や指導者の資質向上のための研修会を開催する。
- (5) スポーツ少年団活動に関する問い合わせは、北秋田市スポーツ少年団事務局とする。

北秋田市スポーツ少年団事務局  
TEL62-3800 FAX62-3801  
メールアドレス be-sports@city.kitaakita.akita.jp

# 活動基準の補足事項

令和3年4月1日  
北秋田市スポーツ少年団本部

## 1 練習日数及び練習時間について（活動基準の付則）

以下は、先に市スポーツ少年団本部から発行された「活動目標・活動基準」の付則になります。大事な活動基準になりますのでよろしくお願いします。

この活動基準及び付則は、単位団が例外なく遵守すべき性格のものです。

- (1) 従来の「学校体育連盟申し合わせ事項」は適用しません。「市スポーツ少年団の目標と活動基準」及び付則をすべての小学校運動部活動及びスポーツ少年団に適用します。
- (2) 活動週4日の基準は、大会開催日も含めます。なお、活動日の起算方法は1週間を日曜日スタートとして練習日(回数)を決めます。
- (3) 第3日曜日以外の休日は特に活動休止日の規定はありません。つまり、土・日曜日連続しての練習も可能です。ただし、無理のないような練習計画を立て、月・火曜日を活動休止日にするなどの配慮は当然必要です。
- (4) 休日の練習時間3時間の規定については、遠征しての練習試合や複数校での練習試合など3時間では、不可能な場合のみ例外を認めます。

※通常の練習や近隣の学校2チームだけでの練習試合については例外を認めません。

- (5) 夜間の活動(午後6時頃からの開始)について  
活動日数は週4日以内となっておりますが、活動が夜間のみ限定される場合は、週3日以内となります。
- (6) 複数のスポ少への入団と活動基準

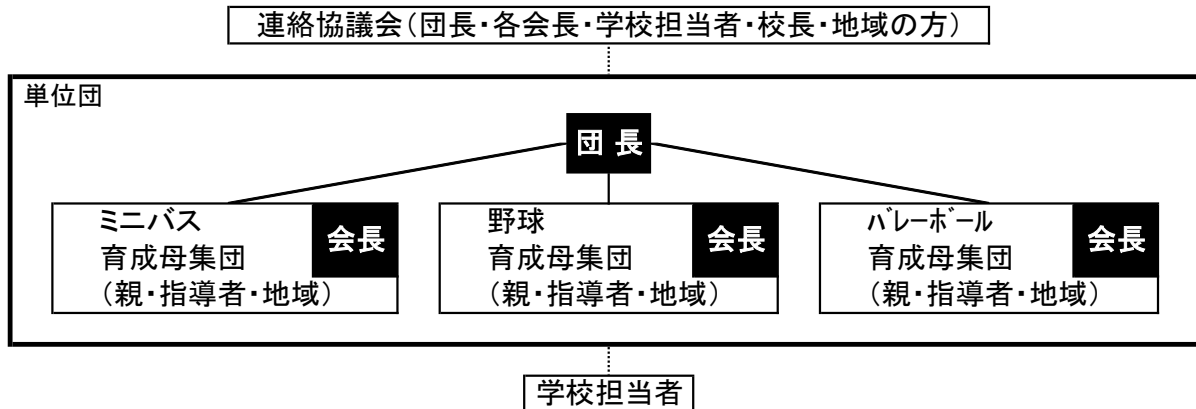
複数の単位団への入団はもちろん可能です。例として、

- ①活動シーズンが同じもの（野球とサッカー、野球と陸上など）
- ②活動シーズンが異なるもの（野球とスキーなど）

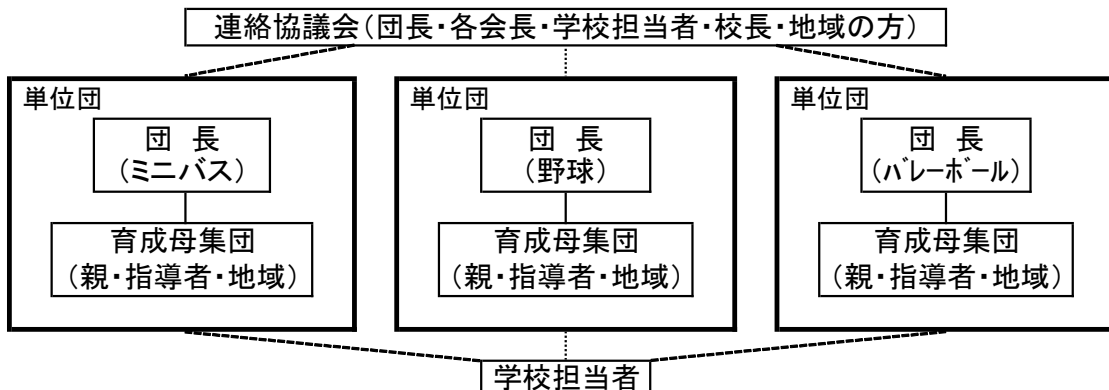
①の場合は活動日や大会等が重なる場合が多いため、活動が難しい面もありますが、活動週4日等の活動を原則としながらも、無理のないように配慮して活動することが大事です。結局は保護者の判断になります。

## 2 単位団の設置形態について

- (1) 全体で単位団を設置し、競技ごとに別れて活動している場合のイメージ



- (2) 競技ごとに単位団を設置し、活動している場合のイメージ



### 3 学校窓口や担当者の役割について

- (1) 各種目の育成母集団には、教員は直接所属しない。
- (2) 窓口・担当は、連絡調整・相談役としてあり、指導や輸送、引率等はできない。
- (3) 指導したい教員はあくまで「地域の指導者」としてあつかう。
- (4) 団活動の全ての責任は育成母集団にある。
- (5) 学校窓口や担当者は学校の実情に合わせて配置されます。

◆ (1)(2)どちらの場合も、各団団長・窓口(担当)・校長・地域の人などによる「連絡協議会」を必ず設置し年数回開催すること。(情報交換会) ※地域の人は必ずしも入れなくてもよい。

### 4 「輸送・指導時の事故に関する保護者誓約書」の効力について

関係機関を通じて弁護士に問い合わせたところ、「誓約書を書いてもらうことは意味がある。しかし、こじれて実際に裁判になった時の効力は弱い」ということでした。つまり、こじれさせないために、誓約書を書いてもらうのは意味があるということだと考えられます。

現状では以下の方法で対処するしかないと思われれます。

- (1) こじれないためにも誓約書は必ず書いてもらう。(同意できる場合)
- (2) スポーツ傷害保険に全団員、全保護者、全指導者が必ず入る。
- (3) 他人の自動車を運転しなければならない場合は、保険の内容を詳しく確認する。

#### 保険適用運転者(大事!）、補償内容など

- (4) 団員全員の持病などの健康状態を詳細に把握して指導する。
- (5) 過熱化や発達段階に適さないような、無理な練習はしない。
- (6) 指導者による暴力やセクハラ、団員同士によるいじめの根絶をはかる。

### 5 「〇〇小学校親の会主催大会」等、新規大会の開催制限について

子どもたちのスポーツ活動の充実と健全化・過熱化防止のため、ご理解およびご協力をお願いします。